

2017ミスピース キャンペーンクルー 募集

福島が好き!くだものが好き!というあなた!!福島の「くだもの」と「元氣」を全国へPRしませんか?

▼応募資格 ①から③の全てに当てはまる方 ①18歳以上で心身ともに健康な方(高校生は除く) ②県内に居住、または在勤・在学しており福島市役所などに通勤可能な方 ③年間20日以上くだもののPR活動ができる方。*特に7月から8月はPR活動が集中しますので、他の用件よりも優先して活動に専念していただくことが条件です。

▼募集人員 10人以内

▼応募方法 福島県くだもの消費拡大委員会のホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入して直接又は郵送・FAXでご応募ください(希望者には郵送可)。

▼応募先 福島市五老内町3-1 福島市役所農業振

戸籍の窓口

1月21日~2月20日受付分
【当町窓口で受付した方で、町内に住所を有する方を掲載しています】

●誕生おめでとう●

- 佐久間 浩ちゃん (錦町)
真徳さん 絵理さん
- 渋谷 咲希ちゃん (光明寺)
雅人さん 敏江さん
- 名和 結宇ちゃん (宮町北)
重利さん 輝美さん

●おくやみ申し上げます●

- 佐藤 安治さん 81 (第2)
- 富樫 キヨさん 92 (本町)
- 阿部千代子さん 80 (貝田)
- 佐藤 トシさん 82 (泉田中)
- 鈴木 文治さん 79 (板橋)
- 佐藤 ユキさん 84 (石母田東)
- 穂苅 正一さん 86 (宮町南)
- 高村 トメさん 92 (山根)

掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出ください。

ファミたんカードが 新しく変わります

福島県では、子育て中の方が協賛店で「子育て応援パスポート(ファミたんカード)」を提示すると、さまざまなサービスを受けることができる事業を行っています。

3月上旬から全国で利用できる新しいカードを保育所、幼稚園、学校を通してお子さんに配布しています。お子さんが保育所に所属していない、3月末までに受け取れなかった、カードをなくしてしまったなどの場合は、幼児教育課で申

西根堰土地改良区 農地異動届

伊達西根堰土地改良区費

▼対象 0歳から18歳未満の子ども

▼配付枚数 対象者1人につき1枚

※カード使用時は、利用前に必ずお店の方にサービス内容を確認してください。

※昨年からの子育て支援パスポートの全国共通展開が始まり、新しいカードは全国で利用可能です(神奈川県は4月から開始予定)。

☎ 幼児教育課 幼児教育係
585・2119

の水利費賦課は、毎年4月1日現在の農地面積を基準に算定されます。平成29年度の水利費賦課の基準となる農地面積などに変更がある場合は、届出をしてください。

▼届出が必要な場合

- ・農地の売買などにより所有者が変わったとき
- ・地区除外をするとき
- ・経営移譲や死亡などで名義変更をしたとき
- ・農地の賃借があったとき(水利費の支払義務者を確認してください)

▼届出期間 3月24日(金)

▼届出・問い合わせ 伊達西根堰土地改良区
582・2319

戸籍の窓口からのお知らせ

毎週木曜日は住民生活課戸籍係窓口業務を午後7時まで延長しています

◀窓口延長の日▶ 3月16日、23日、30日
4月6日、13日、20日、27日

◀交付できる証明書等▶住民票・戸籍証明書、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録、戸籍の届出

※取扱いできない手続き 転入・転出・転居等の住所異動の届出、税証明書等の交付はできません。

※詳しくは、戸籍係までお問い合わせください。

☎ 住民生活課戸籍係 585-2115

人口と世帯 (平成29年1月31日現在)

- 人口 9,499人 (△5)
- 男 4,565人 (+3)
- 女 4,934人 (△8)
- 世帯 3,417世帯 (△1)

※ 広報くにもでは住民基本台帳人口を掲載しています。

興室内「キャンペーンクルー」係

▼応募締切 4月21日(金)当日消印有効

▼選考会 4月29日(日)午前10時(詳しくは応募者に通知)

▼賞 賞状、トロフィー、旅行券(10万円相当)、後援団体からの記念品

☎ 529・7663

固定資産税課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。平成29年度は、地目の変換、家屋の改築があった場合等を除き、前年度据置きとなります。なお、平成29年度固定資産税納税通知書は、4月中旬発送の予定です。

☎ 585・2778

固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

	固定資産税課税台帳の閲覧	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
閲覧(縦覧)できる方	① 納税義務者 ② 納税管理人 ③ 借地人・借家人 ④ 当該固定資産を処分する権利を有する一定の方 ⑤ ①~④の委任状を持参した方	① 納税義務者 ② 納税管理人 ③ ①~②の委任状を持参した方
閲覧(縦覧)期間	4月3日(日)から通年	4月3日(日)から5月1日(日)まで
必要なもの	① 申請人(窓口においでの方)であることを証明できるもの 例) 個人番号カード、運転免許証、健康保険証など ② 印鑑(法人の場合、登録印) ③ 借地人・借家人等は契約書等、処分する権利を有する一定の方はそれを証する書類	① 申請人(窓口においでの方)であることを証明するもの 例) 個人番号カード、運転免許証、健康保険証など ② 印鑑
手数料	1件300円 (納税義務者は5月1日まで無料)	無料

4月の相談会

「心配ごと相談」

開催日 4月13日(日)、27日(日)

時間 午前9時から正午

場所 観月台文化センター第2和室

相談員 民生児童委員

「障がい者相談」

開催日 4月18日(日)

時間 午前10時から午後4時

場所 役場庁舎 小会議室

相談員 NPO法人「ひびきの会」

※ 秘密は厳守いたします。費用はかかりません。予約制ではありません。お気軽にご来場ください。

◆ 問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793